

○財務省告示第九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成三十年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成三十年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

八万五百二十五トン

ロ 平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十六万五千六百四十七トン

ハ 平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十四万四千九百六十八トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　十万四千四百二十七トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　二十一万三千三百五十トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　二十八万六千二百九十一トン

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成三十年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　四万三千二百五トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　九万千八トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

　　十三万三千八百三十七トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

　イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

　十七を乗じて得た数量　　四万四千二百五十四トン

　ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

　十七を乗じて得た数量　　八万九千三百十五トン

　ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

　十七を乗じて得た数量　　十一万八千三百三十トン